

赤い羽根共同募金 令和4年度助成事業
「住民力・地域力・福祉力を高める支援事業」
募 集 要 項

＜申請受付期間 令和4年6月1日(水)～6月30日(木)まで＞

締切日消印有効

●応募方法

申請書類に必要事項を記入し、団体所在地の共同募金委員会を通じて応募すること。

●ご相談と申請様式の配布窓口について

社会福祉法人 宮城県共同募金会もしくは所在の共同募金委員会へお問い合わせ下さい。申請書様式は、下記の本会ホームページからもダウンロードができます。

社会福祉法人 宮城県共同募金会

〒984-0051 仙台市若林区新寺 1 丁目 4-28

TEL 022-292-5001 FAX 022-292-5002

URL:<http://www.akaihane-miyagi.or.jp>

「住民力・地域力・福祉力を高める支援事業」事業概要

趣 旨

今、赤い羽根共同募金に対する社会的ニーズが高まっております。なぜなら、現代社会には無縁社会・格差社会・貧困化の進展・限界集落の出現、さらには虐待・いじめ・災害・子育てなど多様な生活課題をかかえており、市民の生活不安は拡大しつつあります。それらの生活不安を緩和し、「やさしい社会」を実現するために、共同募金の果たす役割は大きいといえます。

宮城県共同募金会では、皆様から寄せられた募金が多様な生活課題や地域の課題解決に役立つ事業の一環として効果的・有効的に活用されるよう、令和4年度の助成として「住民力・地域力・福祉力を高める支援事業」の実施を致します。

赤い羽根共同募金が、この活動を支えるファンド的役割として、今後も地域福祉の継続的・計画的な推進を図る一助となることを願い、皆様方には積極的にご活用いただきたいと考えております。

1 助成対象団体

助成の対象となる団体は、次の要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 宮城県内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体、又は宮城県内で主たる活動の拠点を有する団体であること
- (2) 定款・会則等を備えていること
- (3) 組織の代表者が明確であること
- (4) 明朗な会計及び経理を実施し、その報告ができる団体であること
- (5) 政治、宗教、営利活動を目的とした団体でないこと
- (6) 団体の活動内容が公序良俗に反するものでないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと

※ただし、令和4年度事業共同募金一般助成、令和4年度事業住民支え合い活動助成事業の助成が決定している団体は対象外とします。

※活動について、地域の他団体の推薦（社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、連携団体の責任者、活動拠点の責任者等）及び所在の市町村共同募金委員会の確認が必要となります。

2 助成対象事業の例

●地域課題解決事業（住民力・地域力を高める事業）

- ・防災・防犯活動（防災・減災研修会の開催、要援護者支援体制づくり、夜間パトロールなど）
- ・見守り活動（高齢者・障害者の見守り、声掛け・傾聴活動など）
- ・孤立防止活動（見守り体制づくり、居場所づくり、経済的困窮者のための中間的就労支援、対象者調査、啓発・情報発信など）

●生活課題解決事業（福祉力を高める事業）

- ・各種相談会の開催（子育て、ひきこもり、いじめ、虐待、自殺、介護、孤立死、DV、依存症、環境、心のケアなど）
- ・サロン活動（健康づくり、生きがいづくり、介護予防など）
- ・日常生活支援事業（買い物、ゴミ出し、移送・外出、引越し、家事援助など）

●その他

- ・子ども主体活動（福祉・防災を考える会、環境美化、社会奉仕、施設への訪問活動など）
- ・学生主体活動（中・高・大学が行う地域活動、高校生・大学生が取り組むボランティア活動、福祉イベントの開催など）
- ・地域の担い手作り活動（防災学習、福祉学習など）

※関連のある事業は 1 事業としてみなしますが、内容が異なる事業は 1 事業に絞って申請すること。複数の事業での申請は不可。

【例示】サロン活動を月 1 回計 6 回開催する。：関連ある 1 事業とみなして可。

【対象外となる事業】

- ・営利を目的とする事業や企業が行う活動
- ・行政の委託事業、介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業
- ・助成による効果が期待できない事業
- ・会費や協賛金など本助成金以外の収入が期待され、これによって実施することが可能な事業
- ・団体メンバーによる限定の趣味・娯楽を目的とした事業
- ・備品購入が目的の事業（集会所の備品整備等）

3 助成対象経費

会場費、会議費、活動資材、消耗品費、印刷代、広報費、講師謝礼、行事保険料、郵送費、通信費、ガソリン代など

※様式 1-2 の「事業実施予算」の支出内訳については、詳細に記入すること。

【対象外となる経費】

- ・団体の事務職員の賃金や役員・運営スタッフの報酬、事務所の維持管理費や借上料などの経費
- ・事業に直接必要とされない経費
- ・使途が特定できない、又は支出実績の確認が難しい経費
- ・団体の構成員の親睦等のための会合開催経費
- ・申請団体の役員・職員・運営スタッフが講師役となっていく際の講師謝金
- ・飲食・食材費
- ・その他、助成対象とすることが適当でないと判断する経費（アルコール類、電子ゲーム機器等）

4 助成額、及び助成事業実施期間

- (1) 助成予算総額600万円の範囲内で助成
- (2) 助成上限額は1団体5万円、総事業費の80%以内の金額、1団体1事業
- (3) 助成事業実施期間 令和4年8月1日(月)から令和5年3月31日(金)までに行われる事業

※審査の結果、申請件数や内容により、助成金額が申請額より減額、または不採択となる場合があります。予めご了承ください。

※申請額は万円単位。

5 助成決定時期

令和4年7月下旬に助成決定

※助成決定団体は、赤い羽根ロゴマークを活動時必ず掲示するなど、「赤い羽根共同募金助成事業」として行われていることをPRするとともに、共同募金運動にも積極的な参加をお願いします。

6 助成金の交付

助成決定後、助成金の全額を送金（令和4年8月下旬予定）

※振込口座は、応募団体名の入った名義でないと認められません。個人名義や応募団体名と異なる団体名義の口座は認められませんので、ご注意ください。

7 事業報告時期

団体は、事業完了後1ヵ月以内に清算し、必要報告書類を所在の市町村共同募金委員会を通じて本会に提出をすること。

最終報告書の提出締切：令和5年4月28日（金）

※活動写真は、データでの提出をお願いします。

※助成金の残金がある場合は、本会指定の口座へ必ずご返金ください。

※著しく申請内容と活動が異なる場合や助成金の使途をみだりに変更し、または他に流用した際は、助成金の返還を求めることがあります。

※助成決定後、申請した事業の内容に変更が生じる場合は、必ず本会へご連絡下さい。

※事業の効果を十分に報告すること。

8 選考基準

●選考にあたって重視する点

- ①住民力・地域力・福祉力を高め「地域共生社会」を実現するものであるか。
- ②事業内容・目的が明確であるか。
- ③一過性のものではなく、今後、継続して活動が実施され、発展が期待される事業であるか。
- ④地域のニーズや課題を的確に捉え、事業がそれを解決するのに効果的であるのか。
- ⑤寄付者の共感が得られ、団体の活動状況を公開しているか。共同募金からの支援をどのような形で使途報告するのか。
- ⑥今後、共同募金運動への協力をどのような形で行っていくか。